

平成27年(健)第673号

平成28年3月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

#### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による家族療養費(以下、単に「家族療養費」という。)の支給を求めることである。

#### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、その被扶養者であるA(平成〇年〇月〇日生。以下「A」という。)が(マルファン症候群に合併した)重度両外反扁平足(以下「当該傷病」という。)の治療のため、両靴型装具(屋内用・屋外用各1)(以下「本件装具」という。)を常時装着する必要があるとして、その購入に要した費用〇〇万〇〇〇〇円について、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇健康保険協会〇〇支部長(以下「〇〇支部長」という。)に対し、家族療養費の支給を請求した。
- 2 〇〇支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、疾病の治療遂行上必要不可欠な範囲のものとして認められないとして、本件装具のうち1足分の家族療養費として〇万〇〇〇〇円を支給することとし、もって、もう1足分については家族療養費を支給しない旨の処分(以下、不支給とした部分を「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

#### 第3 問題点

- 1 健康保険では、傷病の治療に関しては、療養の給付(いわゆる現物給付)を原則とし、現金給付である療養費の支給

は、療養の給付で果たすことのできない部分を補完するものとされており、療養費の支給対象となる治療用装具の範囲について、保険者は、従来、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲のものに限って療養費の支給を行ってきており、単に日常生活における利便性のためや、スポーツなどの一時的な使用目的のためといったものについては、支給の対象とはされていない。本件のような家族療養費としての治療材料の支給についても、法第110条第7項で、第63条や第87条等が準用されていることから同様に解されることである。なお、法第110条第2項第1号の規定によれば、家族療養費の額は、被扶養者が6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合、当該療養につき算定した費用の額に100分の80を乗じて得た額とされている。

- 2 本件の場合、請求人が本件装具を購入し、Aがこれを装着していること、及び、Aが、法に基づく請求人の被扶養者であり、本件装具購入時において6歳未満であることについては、当事者間に争いはなく、第2の2記載の理由による原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件装具のうち不支給とされた1足分が疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲にあるものとして認められないかどうかということである。

#### 第4 審査資料

(略)

#### 第5 当審査会の判断

- 1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。  
(略)
- 2 上記1で認められた事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。  
本件で判断すべき点は、本件装具のうち不支給とされた1足分について、疾病又は負傷の治療遂行上必要不可欠な範囲にあるものとして認められないかどうかであるところ、資料1及び資料2によ

ると、Aは、マルファン症候群に合併した重度の両外反扁平足であり、将来的には手術矯正が必要で、そのため、変形の進行を多少なりとも緩和し、疼痛や皮膚障害などの二次的な障害を防止し、健全な足の発育を促す目的で、起立歩行時には常時靴型装具が必要であるとされている。そして、本件装具請求時における障害の状態は、立位時に踵骨が著しく外反し、足内側荷重が顕著となり、そのため(外側に荷重がかからないため)に足外側の成長が遅延し足幅が著しく狭くなっているとされ、靴型装具なしでも歩行は可能であるものの、変形が著明であるため、足の耐久性に乏しく、疲れや痛みを訴えやすく、起立時・歩行時に装具を常用することで、足変形の進行に伴う疼痛や歩行能力障害の悪化を可能な限り予防したいとされている。

先天性の外反扁平足の場合、乳児期からギブスによる矯正、幼児期からは靴型装具による矯正をしながら、経過を見ていくのが治療の基本であるが、Aの場合のように重症で将来手術が必要と考えられる場合は、B医師の指摘のように、歩行能力の維持と痛みの緩和や変形の進行を予防するため靴型装具は治療遂行上必要不可欠な装具である。そして、装具等で矯正をする場合は、少なくとも日に8時間以上の装着が必要であることもまた医学的に認められている事実である。

Aは、本件装具請求時には幼稚園に、平成〇年〇月からは小学校に通い、幼稚園など屋内で起立歩行する時間は約7時間位、屋外で起立歩行する時間は約2時間位とされており、幼稚園では屋内用の靴型装具を、通園や登下校・屋外活動時・放課後、休日の外出時等には屋外用の靴型装具を、学校での体育時には市販の靴に自費でアーチサポートを装着して使用しているとされ、合計3足の靴型装具を使い分けていることが認められる。

そして、このように、Aが、幼稚園や小学校に通い、同じ年ごろの子供たちと同様に、屋内ばかりでなく屋外でも、活

発に動き回って生活していると認められる以上、外反扁平足に対する治療遂行上、屋内、屋外のいずれにあっても、靴型装具の装着が必要であることが認められるのである。

しかるに、幼稚園や小学校においては、通常、屋外用の下履きの靴と、屋内用の上履きの靴を区別し、これを履き替えて使用するのが当然のこととされているのであって、Aについて上記のような事情があるからといって、幼稚園や小学校において、同じひとつの靴型装具を屋外だけでなく屋内でも装着して使用することは、それが靴型装具であることからすれば一般に受け入れられるものとは考えられず、Aや他の子供たち及びその相互の関係に及ぼす影響といった教育上の面ばかりでなく、衛生学的観点からも適切でないことは明らかである。また、社会通念上も、我が国の生活習慣に照らして、屋外で使用する靴を、そのまま生活空間、居住空間である園舎又は校舎の中、あるいは居宅の中で使用することについては違和感があるといわざるを得ないのであって、このような点からすれば、屋外用と屋内用の靴を区別して履き替えて使用することをもって、単に日常生活上の利便のためということではできない。

本件のような靴型装具の使用についても、幼稚園や小学校において、屋外用の靴と屋内用の靴を区別し、これを履き替えて使用しているのと同様に考えるべきであり、そうであれば、これが1足のみでは、屋外あるいは屋内のいずれかにおいて靴型装具を使用することが難しいこととなる。しかしながら、前述したとおり、先天性の外反扁平足の治療にあっては、幼児期における靴型装具による矯正はその基本と位置づけられているところであり、特に、Aのような重度の両外反扁平足については、活動の激しい幼児期における適切な治療の遂行が重要と考えられるのである。

したがって、以上のような事情の認められる本件にあっては、Aの当該傷病の

治療の遂行上、少なくとも屋外用と屋内用の2足の靴型装具が必要であると認めるのが相当である。

- 3 以上により、本件装具のうち不支給とされた1足につき、治療の遂行上必要不可欠な範囲のものとは認められないとした原処分は相当でないので、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。